

議案第8号

目黒区職員のハラスメントの防止等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区職員のハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員に対するハラスメントを明確に禁止し、決してこれを容認しないという考え方の下、ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントを受けた者への配慮並びにハラスメントに起因する問題への適切な対応を行うことにより、職員、区長等及び区議会議員（以下「議員」という。）が互いに個人としての尊厳を尊重し、快適に働くことができる勤務環境を確保し、もって職員がその能力を十分に発揮し、区民からの信託に応える区政運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（目黒区立の小学校又は中学校に勤務する者であつて、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を除く。）をいう。
- (2) 職員等 職員及び目黒区の業務を請け負い、又は受託すること等により職員と同一の職場で勤務する者をいう。
- (3) 区長等 区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員をいう。
- (4) 管理監督者 部長、課長及びこれらに相当する職にある職員をいう。
- (5) ハラスメント 職員等に対して直接的又は間接的に行われるセクシュア

ル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パ
ワー・ハラスメントその他の誹謗し、中傷し、又は風評を流布すること等
により人権を侵害する行為をいう。

(6) ハラスメントに起因する問題 職員等がハラスメントに起因して、職務
に専念できなくなること等により、その職務の遂行に著しい支障が生ずる
ことをいう。

(7) 職場 職員等が業務を行う場（勤務時間外に行われる職員等同士の交流
を目的とした催しその他の職員等の業務に密接に関連する場を含む。）を
いう。

（区長等及び議員の責務）

第3条 区長等及び議員は、職場においてハラスメントをしてはならない。

2 区長は、職員等がその能力を十分に發揮できるような勤務環境を確保する
ため、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントを受けた者への配慮
に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措
置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 区長等及び議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠
実な態度をもって当該事実関係の確認のための調査に協力するとともに、当
該事実関係が確認されたときは、その責任を明確にするよう努めなければな
らない。

4 区長等及び議員は、ハラスメントの相談及び苦情に係る申出を行った者等
が、当該申出を行ったこと等を理由に、職場において不利益な取扱いを受け
ることがないように配慮しなければならない。

5 区議会議長（以下「議長」という。）は、議員によるハラスメントの防止
に率先垂範して取り組むとともに、議員によるハラスメントに対して必要な
措置を講じなければならない。

（職員及び管理監督者の責務）

第4条 職員は、職場においてハラスメントをしてはならない。

- 2 職員は、次条の指針を十分に理解して行動するよう努めなければならない。
- 3 職員は、良好な勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントを受けた者への配慮に努めなければならない。
- 4 管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるとともに、ハラスメントに係る調査等に対して協力しなければならない。
- 5 管理監督者は、ハラスメントの相談及び苦情に係る申出を行った者等が、当該申出を行ったこと等を理由に、職場において不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(指針の策定)

第5条 区長は、ハラスメントをなくすために職員が認識し、及び遵守すべき事項並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における職員に行うべき対応等について指針を策定し、周知徹底を図るものとする。

(研修等の実施)

第6条 区長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

- 2 議長は、ハラスメントの防止等を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(相談及び苦情の申出)

第7条 職員等は、職場においてハラスメントを受け、若しくは把握し、又はそのおそれがあるときは、次条第1項に規定する苦情・相談員に対し、ハラスメントの相談及び苦情を申し出ることができる。

- 2 職員は、前項の規定による申出のほか、第9条第1項に規定する外部相談窓口にハラスメントの相談及び苦情を申し出ることができる。

(苦情・相談員)

第8条 区長は、前条第1項の規定による申出を受け、これを円滑かつ適切に解決するため、苦情・相談員を置く。

- 2 苦情・相談員は、区長が指定する職にある者をもって充てる。
- 3 苦情・相談員は、前条第1項の規定による申出を行った者に対して助言を行うほか、当該者の同意を得て、これに係る事実関係についての調査等を行うものとする。
- 4 苦情・相談員は、総務部人事課長に対して、前条第1項の規定による申出に係る問題を解決するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。
(ハラスメント外部相談窓口)

第9条 区長は、第7条第2項の規定による申出を受け、これを円滑かつ公正に解決するため、ハラスメント外部相談窓口（以下「外部相談窓口」という。）を置く。

- 2 区長は、ハラスメントに関する専門的な知識を有する者として別に定める要件を満たす者との間において、次項及び第4項に規定する外部相談窓口における業務を行うことを内容とする契約を締結するものとする。
- 3 前項に規定する契約を締結した者（以下「外部相談員」という。）は、第7条第2項の規定による申出を行った者に対して、専門的な見地からの助言を行うものとする。
- 4 外部相談員は、第7条第2項の規定による申出を受けたときは、その内容等について区長に報告しなければならない。

（目黒区ハラスメント問題処理委員会）

第10条 区長は、区長等又は議員がハラスメントをしたと思料される場合その他区長が必要と認める場合に、当該事案について調査審議するため、区長の付属機関として、目黒区ハラスメント問題処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、区長の諮問に応じ、前項の事案に係る事実関係について調査審議し、答申する。
- 3 委員会は、学識経験者及び職員につき区長が委嘱し、又は任命する委員6人以内をもって組織する。

- 4 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
- 5 委員が調査を行う場合におけるその報酬の額は、目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第27号）第2条の規定にかかわらず、1時間につき30,000円とする。ただし、職員である者に対しては支給しない。
(プライバシーの確保及び秘密保持)

第11条 苦情・相談員、外部相談員、委員会の委員その他ハラスメントに係る申出に関する調査等に携わる職員（以下「苦情・相談員等」という。）は、ハラスメントの関係者のプライバシーの確保に配慮して、その業務を行わなければならない。

- 2 苦情・相談員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(ハラスメントの事実が確認された場合の措置等)

第12条 区長は、委員会による調査その他公正な調査により、次の各号に掲げる者によるハラスメントの事実が確認された場合は、それぞれ当該各号に定める措置を講ずることができる。

- (1) 区長等 当該事実が確認された旨の公表
 - (2) 職員 当該職員に対する懲戒処分等
- 2 議長は、委員会による調査により、議員によるハラスメントの事実が確認された場合は、その旨を公表することができる。
 - 3 区長は、毎年度、ハラスメントに係る相談状況について、公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 職員に対するハラスメントの防止等を図るため、条例制定の必要を認め、この案を提出します。